

鴻巣市スポーツ協会 スポーツ大会出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鴻巣市スポーツ協会会員のスポーツ活動を奨励助長し、スポーツの水準向上と振興を図るため、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付基準及び交付対象)

第 2 条 交付基準は、国・地方公共団体若しくは関係競技団体の主催又は、これら団体との共同主催を基本とする大会に、出場する個人及び団体とする。

2 交付対象は、鴻巣市スポーツ協会加盟団体に所属する個人及び団体が、当該年度にスポーツ大会に選抜されて出場する場合（プロスポーツ選手を除く）。但し当該年度に交付を受けた者を除く。

(交付額)

第 3 条 交付額は、次のとおりとする。

(1) 小学生・中学生の部

区 分	金 額	備 考
オリンピック大会	一人 50,000円	団体1チーム 100,000円
国際大会 世界選手権・アジア大会等	一人 30,000円	団体1チーム 60,000円
全国大会 国民スポーツ大会・全日本選手権大会 ジュニアオリンピック大会等	一人 10,000円	団体1チーム 20,000円

(2) 一般の部

区 分	金 額	備 考
オリンピック大会	一人 50,000円	団体1チーム 100,000円
国際大会 世界選手権・アジア大会 ユニバーシアード大会等	一人 30,000円	団体1チーム 60,000円
全国大会 国民スポーツ大会 全日本選手権大会等	一人 10,000円	団体1チーム 20,000円

(交付申請)

- 第 4 条 交付を受けようとする者は、所属連盟（協会）の代表が、別紙交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えてスポーツ協会会長に提出しなければならない。ただし、小学校体育連盟及び中学校体育連盟においては学校長が提出するものとし、複数の小学校・中学校から構成される団体については、代表校が取りまとめて提出するものとする。
- (1) 出場するスポーツ大会の予選の大会実施要領及び成績表（予選がない場合はこれに相当する選考結果）
 - (2) 出場するスポーツ大会の大会実施要領
 - (3) 出場するスポーツ大会の出場登録選手名簿
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付決定等)

- 第 5 条 スポーツ協会会長は、前条の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し奨励金を交付すべきと認めるときは、別紙交付決定通知書（様式第 2 号）により通知し、奨励金を速やかに交付するものとする。ただし、小学校体育連盟及び中学校体育連盟にかかる奨励金は、大会出場者の保護者へ交付できるものとする。

(実績報告)

- 第 6 条 申請者は大会終了後速やかに別紙実績報告書（様式第 3 号）をスポーツ協会会長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

- 第 7 条 スポーツ協会会長は、個人又は団体が次の各号に該当するときは、すでに交付した奨励金を返還させることができる。
- (1) 大会等への参加ができなくなったとき。
 - (2) 奨励金の交付内容に違反したとき。
 - (3) その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- 2 スポーツ協会会長は、前条の規定により奨励金を返還させるときは、別紙返還通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(委任)

- 第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 18 日から施行する。